

平成24年 3月11日

東日本大震災発災から1年にあたり（会長声明）

東京司法書士会
会長 柏戸 茂

昨年3月11日に発生した東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、ご遺族の方々には心からお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様、そのご家族の皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

東日本大震災による被災者（以下「震災被災者」という）及び福島第一原子力発電所事故による被害者（以下「原発事故被害者」という）の避難者総数は、全国で34万人にのぼり、東京都内においても9000人あまりの方々が、住み慣れた土地、友人知人、職場環境からその関係を絶たれ、見知らぬ土地、人間関係、職場環境で不安感を抱えながら、先行きの見えない不安定な避難生活を強いられています。

東京司法書士会（以下「当会」という）では、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）と連携し、電話相談や被災地における面談相談、巡回相談へ当会会員を相談員として派遣する等、被災県である宮城県、福島県、岩手県の各司法書士会（以下「被災単位会」という）と協力して、震災被災者及び原発事故被害者の方々の生活に関する困りごとや法律問題の解決に尽力しております。

当会は、東日本大震災発災から1年が経過したものの、未だ解決すべき問題は山積していることを改めて認識し、今後も日司連や被災単位会をはじめ、官公署、法テラス等の関係機関との連携を深めつつ、相談活動をとおして震災被災者、原発事故被害者の方々に直面する相続問題や生活再建に向けた具体的な事案、生活に関する困りごと等について、積極的かつ主体的に係わりながら復興を支援して参ります。